

令和5年度第1回宮城県私立学校審議会 議事録

- 1 日時：令和5年10月25日(水)14時00分から
- 2 会場：県行政庁舎12階 1204会議室
- 3 出席者：加藤雄彦(会長)、俣野聖一、五十嵐征彦、千葉剛、三塚薫、小川せつ子、根來興宣、菅原一博、鈴木一樹、後藤篤、上村ちはる、菅原通悦
欠席者：後藤武俊、佐藤哲也

4 議題

(1)調査審議事項

- イ 高等学校の広域の通信制課程の設置について(東陵高等学校)
- ロ 幼稚園の収容定員に係る学則の変更について(あらまき幼稚園)
- ハ 幼稚園の廃止について(鶴が丘幼稚園)
- ニ 専修学校の課程設置について(仙台スクールオブミュージック&ダンス専門学校)
- ホ 専修学校の課程設置について(仙台デザイン&テクノロジー専門学校)
- ヘ 専修学校の目的変更について(仙台医健・スポーツ専門学校)

(2)その他

私立高等学校の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準等の改正について

5 議事の経過

事務局から、本日の審議会の出席者が定足数を満たしたので、有効に成立している旨の報告があった。

加藤会長が、審議会運営規程第3条第1項の規定により議長となった。

議長は議事録署名人として、五十嵐委員と根來委員を指名した。

イ 高等学校の広域の通信制課程の設置について(東陵高等学校)

(事務局)

資料に基づき説明。

(加藤議長)

小学校・中学校・高等学校部会で議論してまいりましたが、御意見等はございますか。

(菅原(通)委員)

資料の5ページに、教職員組織について書かれている部分がございます。

設置基準上は、5人以上確保していればクリアしますが、教育上支障がないものとするとも書かれていまして、これをどう受け止めればいいのか。

特に、副校長先生を除いて全て兼務となっています。今後、質的担保を図ることができるのか、改めて本務教員を配置していくことも努力していただきたいと思います。

(加藤議長)

ありがとうございました。

当然、懸念材料であるということは承知の上で、菅原(通)委員からお話があったものと思っております。

(後藤委員)

サポート校の位置づけが気になります。生徒指導や生活指導の記載があるので、本校と連携して、どのように進められていくのか見ていく必要があると思っています。

(加藤議長)

サポート校では添削指導を行うということですが、学習塾ですから土曜日、日曜日が一番忙しく、普通の塾生とバッティングするのではないかという心配があります。

ただ、授業を行うわけではなく、学習しているものに関して、様子を見て指導をするということであれば足りるのかもしれませんが。

それから、土曜日・日曜日の仕事を割り当てると、平日の授業への影響が懸念されるので、実際に運営する教員数が足りるのか、様子を見て行かなければいけないと思います。

(俣野委員)

スクーリングや指導回数の担保について、残念ながら規定を満たしていないサポート校もあることが聞かえてきますので、教職員の休みの問題も含めて、総括的に変形労働等がきちんと行われているのか、注意しなければならないと考えております。

(加藤議長)

追跡が必要な部分が相当あることを想定し、委員の先生方は判断されていると御理解いただければと思います。

他にいかがでしょうか。今3点ほどいただいた御意見につきましては、認可に際して設置者に伝えさせていただいて、より良く改善していただけるように。

本務教員の配置やサポート校のあり方は、全て設置者の努力でやっていただく部分になりますので。

(事務局)

そのような点について、委員からの懸念があったということはお伝えします。

(千葉委員)

資料の13ページですけれども、学習方法の⑤に放送視聴と書いてあり、NHK高校講座を視聴して記録を提出すれば、面接指導一回と代替するという記述があります。

NHK高校講座は、面接指導には当たらないと思うのですけれども、面接指導にカウントすることはできるのでしょうか。

(加藤議長)

私の仕事上の話で申し訳ないのですが、2回視聴という表現は分かりづらいです。

ある教科の何単位について、必要な視聴回数とかスクーリングの一部としてカウントできることとかが、教務規定に書かれていないといけないので、分かりづらいというより何を言っているのか分からないと感じました。更に、DVDの映像授業やeラーニング、オンライン授業を効果的に活用するとありますが、使用方法が明確に定められていないと、広域通信制課程の単位認定のプロセスの中で、それが適切かどうか必ず話題に出てきます。

仙台育英学園の広域通信制課程についても、国から規定の明確化が必要だという指摘を受けて教務規定を整備しました。

そのような点でいうと、新設校については、より厳密でなければならないと私は理解しています。

千葉委員へのお答えになったか分かりませんが、非常に大雑把な表現であることは間違いないと思います。

(事務局)

その点については、説明資料を追加で求める形で、認可の際に確認したいと思います。

その上で、例年ですと年度内にもう一回審議会を開催いたしますので、その場でお出しできる資料があれば御報告したいと思います。

(加藤議長)

広域通信制課程の単位認定がどうなのかということは、全国的に起きているもので、宮城県だけの話ではないわけです。

例えば、NHK高校講座を週何回視聴して、何を行ったという記録が残っているか確認しなければいけません。eラーニング等についても同様に、視聴したことが記録として残されていないといけません。そのような点が教務規定の中で定められてないと、単位認定ができるのかという課題があると思います。

他にございますか。なければ、先程のような御意見があったことを東陵学園に伝え、最終的な認可前に書類が出てくることを条件に認可する方向でよろしいでしょうか。事務局としてはどうですか。

(事務局)

御意見を学校法人に伝え、書類が整った段階で認可証を交付して、後日の審議会で結果を報告させていただく考えでございました。

次の審議会は、2月頃になると思いますので、年度末まで認可が伸びる可能性があることから、付帯意見を付すことまではせず、了承という形で受け取った後に、事務局で書類の確認等させていただくという、他の案件と同様の取り扱いにさせていただきたいと思っています。

(加藤議長)

他によろしいでしょうか。

(根来委員)

サポート校というのは、幼稚園では聞かない仕組みなので、イメージできなかったのですが、いずれにしても、学校という括りで考えた時に、ここで学ぶ生徒さんの学習的な質の担保ができるのか、今後どのように確認なさっていくのでしょうか？

(事務局)

学校法人からは、翔凜学園と東陵学園が同じ株式会社のグループ校であり、常に情報共有ができると伺っており、勉強で分からない部分がある生徒が、本校に行かなくても勉強できる環境として、サポート校を置くというのが一点目です。後は、何か相談をしたいという場合、本校まで行かなくても塾で一旦受けて、その塾へ学校からカウンセラー等を派遣することも可能と伺っています。

いずれにしても、認可後の進捗状況について、審議会で報告させていただいた事例はありますので、同様に状況の確認は行いたいと考えております。

(加藤議長)

サポート校で教員免許状を所持していない者が授業を行い、単位認定まで行ったような話だと完全な法令違反ですので、そのようなことは当然ないという性善説に立っているわけですが、他県では実際にそのような事例がありましたし、具体的なシラバスがなくて、公園で体を動かせば体育として扱って、大きな問題になったという事例もありますので、そのようなところが曖昧にならない形で、確認できるものを用意していただければ良いのかなと思います。

まとめ方としては、東陵高等学校の広域の通信制課程の設置については、認可が適当である旨を答申することによってよろしいでしょうか。次の審議会で進捗を報告いただくのと、後は10月ですので、認可申請中という形にはなりますが、生徒募集を始められるようにということ。

(「異議なし」の声あり)

(加藤議長)

ありがとうございます。

ロ あらまき幼稚園の収容定員に係る学則の変更について

(事務局)

資料に基づき説明。

(加藤議長)

幼稚園・専修学校・各種学校部会で議論されたと思いますが、部会としてはどうだったのか御紹介いただければ。では、根来委員からお願いします。

(根来委員)

収容定員の募集見込みが一番の問題になると思いますが、資料の45ページにもあり、この地域は人口が増加しております。

現在の収容率は約90%ですが、今後も増えていく見込みがあるということで、特に問題はないと判断しております。

(加藤議長)

他の委員の先生は大丈夫でしょうか。特になければお諮りさせていただきます。

本件につきまして、認可が適当である旨を答申することによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(加藤議長)

ありがとうございます。

ハ 鶴が丘幼稚園の廃止について

(加藤議長)

菅原一博委員が利害関係人に当たりますので、御退席いただきます。

(菅原(一)委員 退席)

(事務局)

資料に基づき説明。

(加藤議長)

既に法人で意思決定がなされているということですので、御意見がなければお諮りさせていただきます。鶴ヶ丘幼稚園の廃止について、認可が適当である旨を答申することによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(加藤議長)

ありがとうございます。

(菅原(一)委員 着席)

ニ 専修学校の課程設置について(仙台スクールオブミュージック&ダンス専門学校)
ホ 専修学校の課程設置について(仙台デザイン&テクノロジー専門学校)

(加藤議長)

続きまして、ニの仙台スクールオブミュージック&ダンス専門学校及びホの仙台デザイン&テクノロジー専門学校の専修学校の課程設置について、関連した審議事項でございますので、一括して御審議いただきたいと思っております。

(「異議なし」の声あり)

(事務局)

資料に基づき説明。

(加藤議長)

これも幼稚園・専修学校・各種学校部会で議論があったと思うのですが、いかがでしたでしょうか。では、鈴木委員からお願いします。

(鈴木委員)

滋慶学園は全国に専門学校を設置しており、本当に色々な分野を手がけられています。

今回、時代の先端を行くような分野の課程設置ということで、学生募集という点で言いますと、非常に人気のある分野だということです。

先程、事務局から説明があったように、授業料に関して変わった規定になっておりましたが、合理的な理由があるということで、了承したというところです。

(加藤議長)

高等学校を設置している人間として、素朴な質問してもよろしいでしょうか。

高等学校等就学支援金は高等学校と同じ扱いなので、最高で39万6千円が支給されると思いますが、経常費補助金は同じように交付されるのですか。

(事務局)

国の交付金がありませんので、小学校・中学校・高等学校・幼稚園程の金額ではないですが、県の一般財源で交付しております。

(加藤議長)

宮城県の私立中学高等学校連合会に加盟するのですか。

(事務局)

専修学校の中に高等課程を置く形になりますので、私立中学高等学校連合会に加盟するかどうかは申し上げられませんが、いわゆる一条校ではない位置付けになります。

(加藤議長)

もう一つ、県内にある既存の高等専修学校の応募状況は、それぞれ順調なのでしょうか。

(事務局)

赤門自動車整備大学校は定員75人に対して概ね3分の1、東北芸術高等専修学校だと定員225人に対して156人です。気仙沼リアス調理製菓専門学校は、就業年限が一年ということもあり、定員40人に対して8人となっております。

(加藤議長)

滋慶学園は全国展開の法人だから生徒を集められるだろうという話もあったのですけれども、高等専修学校というのは、それなりに募集はあるのでしょうか。

(鈴木委員)

私共にとってはライバル校なので、持ち上げる理由もないのですが、広報戦略とかも長けており、校舎も駅前に構えています。もちろん、だからといって生徒が集まるわけではないので、実際に定員を満たせるかは難しいと思います。

(事務局)

スクールオブミュージック&ダンス専門学校については、ダンススクールに通っている中学生の保護者から、既に相談をいただいている話も伺っています。

(加藤議長)

他の委員の先生はいかがですか、菅原(通)委員どうぞ。

(菅原(通)委員)

近隣に選択肢が無い子供達に、選択肢が出来ることは結構な事だと見ていました。

ただ、経費の問題と設置趣旨の発端が、いずれも不登校や中途退学者といった子供達を対象としていることが、結構ハードな表現で出てきます。

一方、子供達にとって、自分の人生を築く上での選択肢が広がるという事と、その子供達の長期欠席等の問題との兼ね合いが、歯がゆいというか、いずいという感じで今回の設置申請については見ていました。

(加藤議長)

とても深い話をありがとうございます。菅原(一)委員はいかがですか。

(菅原(一)委員)

今の子供達が、中学校・高等学校の教育に飽きたというかつていけなくて、自分の好きなこと、例えばダンスとか音楽とかをやりたい子が増えてきている事に対して、需要の掘り起こしを滋慶学園は行っているのかなと思っております。

ここについてどうこう言えないのですけれども、このような学校に入学して、さらに大学に行きたいという方もいらっしゃると思いますので、是非、中高の先生方は頑張ってください、その子供に沿ったというか、そのような教育も必要かなと思っております。また、授業料等が全国一律ですので、東北の人間からすると2、3割は高いと思っておりますが、そのような方針のようなので、我々からは特にありません。

(加藤議長)

ありがとうございました。他に御意見いかがでございましょうか。

(千葉委員)

この学校を卒業すると、高校卒業資格はないけれども、大学入学資格はあるという事ですよね。2つの学校のカリキュラムを見てみると、例えば、資料の62ページだと理科が普通教科に入っていない。77ページでは、理科が選択科目になっているので、一部の科目を全く履修せずに、本当に高校卒業程度と同じ学力を有するのか疑問に思います。

ダンスやミュージックが好きな子が入学した時に、大学の受験資格がもらえると勘違いして、実際に出願したら入試に到底適応出来ず、結局は、高校卒業資格を得られないのではないかと、子供達が好きな方に飛びついて、あるいは不登校の子が自分の好きなものだけを中心にやれるということ、後々子供達が困らないのかと懸念されます。

(加藤議長)

その件について、私学必携の54ページを御覧いただくと、卒業に必要な普通科目ということで②でございますけれども、総授業時間数が420時間以上で、105時間までは予備科目で代替することができます。普通科目は高等学校学習指導要領に示される国語、地歴公民、数学、理科「又は」外国語となっています。

理科は「又は」に該当しますから、最高学府である高等教育機関に入学する際に、理科又は外国語のどちらかしか履修していない状態にも関わらず、文部科学大臣が指定することができますので、大学入学資格はあると御理解いただければと思います。

(事務局)

滋慶学園は全国に高等課程を6校設置しています。

一番古くは2004年に大阪、2012年に札幌、2014年に東京と、高等課程設置の実績は大分長いので、御懸念のところは滋慶学園も承知していると思いますが、御意見として、誤解を与えないようにという事はお伝えしたいと思います。

(菅原(一)委員)

専門学校を卒業しているので、当然、大学入学資格があるのですけれど、逆にこの課程を卒業したら、大学の三年生に編入できる課程もあるのではないですか。

(事務局)

専門課程に進んだ上で、どのような選択をされるかという事はありますが、高等課程を卒業するだけでは高校卒業と同じになります。

(加藤議長)

大学三年生への編入については、専門課程で然るべき二年間の課程を修了していることが大前提だと理解しています。それと、事務局から説明があったように、大阪や札幌でも高等専修学校を設置しているそうですが、そちらの状況はいかがなのでしょう。

(事務局)

累計の卒業生が、大阪は105人、東京は64人です。その内、3分の1ぐらいが業界で仕事をしているようなことも伺っています。

定足を目標にするというよりは、選択肢の一つとして、そのような課程を用意したいというのが主眼にあるのだと思います。

(加藤議長)

仙台に限った場合ですけれども、授業料等の額は相当高額だし、本当に40人で認可して集められるのかなという疑問は申し上げておきたいと思います。

(「最低40人」の声あり)

(加藤議長)

40人以下にはできないのではしたか。

(事務局)

専門学校設置基準で、一つの課程につき最低40人の定員を置かなければならないとあります。今回は入学定員40人、総定員を120人にしているのですが、例えば、入学定員を15人にして、総定員を45人とするパターンもあり得ます。

実際に集められるかという疑問の中で言いますと、滋慶学園は、全国に高等課程を設置する中で、入学定員を40人に統一して計画を立てていると伺っております。

(加藤議長)

五十嵐委員はいかがですか。

(五十嵐委員)

ホームページで、仙台スクールオブミュージック&ダンス専門学校の高等課程開設について、2024年4月と書いてあります。

(加藤議長)

開設予定ですよ。

(五十嵐委員)

そうではなく、開設と記載されています。

(加藤議長)

このような話は、前に別の学校法人でもありました。

五十嵐委員がおっしゃっていることは、確認が必要だと思います。

(事務局)

確認の上、対応させていただきます。

(加藤議長)

設置基準は満たしているもので、私立学校審議会として意見は言えますけれど、それ以上のことを論ずることはできないので、御了解いただけますでしょうか。

それでは、仙台スクールオブミュージック&ダンス専門学校及び仙台デザイン&テクノロジー専門学校に係る専修学校の高等課程設置について、認可が適当である旨の答申をすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(加藤議長)

それでは、本件につきましては、認可が適当である旨を答申いたします。

ホームページで適切かどうか疑われるような表記であるとか、各地で専修学校を設置されているわけですが、現実的には定員を充足出来ていない状況等については、私立学校審議会としての意見ということで伝えていただきたいと思っております。

へ 仙台医健スポーツ専門学校の目的変更について

(事務局)

資料に基づき説明。

(加藤議長)

調理師養成施設を開設するには、県の保健福祉部健康推進課へ養成施設の指定申請を行い、養成施設としての指定を受ける必要がありますが、これを令和5年11月末までに申請予定ということなので、これが条件なのですね、いくら審議会です承したとしても。

(事務局)

こちらにつきましては、審議会でご了承いただいた後、県の保健福祉部健康推進課から、養成施設の指定を受けたことを確認したタイミングで認可する予定です。

審議会として、目的変更について支障がないのであれば、他の専門学校の養成課程と同様に、双方が揃った段階で認可するという形になります。

(加藤議長)

並行して進んでいるということ。

設置基準は満たしているという説明でございますので、審議会としては、特に御意見がなければ認可が適当である旨の答申をすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(加藤議長)

ありがとうございます。

(2)その他

私立高等学校の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準等の改正について

(事務局)

資料に基づき説明。

(加藤議長)

改正内容については、私学・公益法人課から関係団体に対して通知するという理解でよろしいですか。

(事務局)

通知させていただく予定です。ホームページにも掲載いたしますが、施行は令和6年4月なので、年度末までは既存ルールと併存させる形で掲載せざるを得ないと思います。

いずれにしても、所管の学校設置者の皆様には通知させていただきます。

(加藤議長)

特に御意見がなければ、まとめさせていただきたいと思います。

今回の審査基準等の改正については、私学・公益法人課の皆様が、委員の意見をしっかりと受け止めて、ここまでまとめていただきました。この間、様々な学校法人からの認可等の申請がございましたけれども、様々な課題を適切に捉えて来ていただいたものが、この改正に表れていると思います。このことについて、感謝を申し上げます。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは3番のその他ですけれども、委員の皆様の方から何か御意見等はありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の審議会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、長時間の御審議ありがとうございました。

以上

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

令和 年 月 日

氏名

印

令和 年 月 日

氏名

印